

掛川市告示第8号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定により、平成25年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を縦覧に供するので、同条第3項の規定に基づき、縦覧の場所、期間及び時間を次のとおり告示する。

平成25年3月4日

掛川市長 松井三郎

1 場所

掛川市長谷一丁目1番地の1 掛川市役所2階市税課

掛川市三俣620番地 大東支所1階市民窓口係

掛川市西大淵100番地 大須賀支所1階市民窓口係

2 期間

平成25年4月1日から平成25年6月5日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

3 時間

午前8時30分から午後5時15分まで